

新旧対照表（製造たばこの小売定価の認可の申請等に伴う輸入価格確認事務取扱要領）

新	旧
<p>1 小売定価の認可の申請時の確認</p> <p>(1) 提出書類 輸入価格の確認を受ける場合には、税関長に対して次の書類各1部を提出させることとする。 イ 製造たばこ小売定価認可申請書（以下「認可申請書」という。）及び同副本（規則別紙様式第30号） 口（省略）</p> <p>(2)～(4)（省略）</p> <p>2 小売定価の変更認可の申請時の確認</p> <p>(1) 提出書類 輸入価格の確認を受ける場合には、税関長に対して次の書類各1部を提出させることとする。 イ 製造たばこ小売定価変更認可申請書（以下「変更申請書」という。）及び同副本（規則別紙様式第31号） 口～ハ（省略）</p> <p>(2)～(4)（省略）</p> <p>3（省略）</p> <p>（記載要領）</p> <p>1～5（省略）</p> <p>6 換算レート欄は小売定価認可申請書（たばこ事業法施行規則第30条別紙様式第30号）及び小売定価変更認可申請書（たばこ事業法施行規則第31条別紙様式第31号）の備考11により記入してください。</p> <p>7～10（省略）</p>	<p>1 小売定価の認可の申請時の確認</p> <p>(1) 提出書類 輸入価格の確認を受ける場合には、税関長に対して次の書類各1部を提出させることとする。 イ 製造たばこ小売定価認可申請書（以下「認可申請書」という。）及び同副本（規則別紙様式第29号） 口（同左）</p> <p>(2)～(4)（同左）</p> <p>2 小売定価の変更認可の申請時の確認</p> <p>(1) 提出書類 輸入価格の確認を受ける場合には、税関長に対して次の書類各1部を提出させることとする。 イ 製造たばこ小売定価変更認可申請書（以下「変更申請書」という。）及び同副本（規則別紙様式第30号） 口～ハ（同左）</p> <p>(2)～(4)（同左）</p> <p>3（同左）</p> <p>（記載要領）</p> <p>1～5（同左）</p> <p>6 換算レート欄は小売定価認可申請書（たばこ事業法施行規則第30条別紙様式第29号）及び小売定価変更認可申請書（たばこ事業法施行規則第31条別紙様式第30号）の備考11により記入してください。</p> <p>7～10（同左）</p>